

令和3年1月14日

従業員の皆様へ

～労働者代表の立候補者募集期間のお知らせ（令和3年）～

労働基準法その他法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下、従業員代表という）を選出するにあたり、下記のとおり立候補者を募らせていただきます。

記

1. 公 募 期 間：令和3年1月14日～令和3年1月28日
2. 立 候 補 の 対 象：1. 立候補者は管理監督者の地位に該当しない者に限る。
： 2. 令和3年1月末日において雇用保険加入者に限る。
立 候 補 の 方 法：staff@fr-plus.com にその旨を記載しメールにてご応募下さい。
3. 従業員代表の役割：下記、参照下さい。
 - (1) 労働基準法及び同法による命令等の要旨
 - (2) 就業規則
 - (3) 企画業務型裁量労働制にかかる委員会の決議内容(第38条の4)
 - (4) 労使協定
 - A) 貯蓄金管理に関する協定(第18条)
 - B) 購買代金などの賃金控除に関する協定(第24条)
 - C) 1ヵ月単位の変形労働時間制に関する協定(第32条の2)
 - D) フレックスタイム制に関する協定(第32条の3)
 - E) 1年単位の変形労働時間制に関する協定(第32条の4)
 - F) 1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定(第32条の5)
 - G) 一斉休憩の適用除外に関する協定(第34条)
 - H) 時間外労働・休日労働に関する協定(第36条)
 - I) 事業場外労働に関する協定(第38条の2)
 - J) 裁量労働に関する協定(第38条の3)
 - K) 年次有給休暇の計画的付与に関する協定(第39条)
 - L) 年次有給休暇取得日の賃金を健康保険の標準
 - M) 報酬日額で支払う制度に関する協定(第39条)
2. 従業員代表の任期：令和3年4月1日～令和4年3月31日
3. 選 出 方 法：複数名の立候補者が現れた場合は、別途投票を持つての選出とします。

以上

ファイブROOTS・プラス株式会社
従業員代表選出委員会